

滋賀医科大学 第二内科・消化器内科 同門会 会則

- 第1条【名称】 本会を滋賀医科大学 第二内科・消化器内科 同門会 と称する。
(令和 7 年 6 月 8 日に滋賀医科大学 消化器・血液内科(第二内科) 同門会より名称を改定)
- 第2条【目的】 本会の目的は会員相互の親睦と期待される医療に対する知識・技能・態度の向上に努めるものである。
- 第3条【会員】 本会は滋賀医科大学第二内科・滋賀医科大学内科学講座(消化器内科・血液内科)に在籍したことのある者、現在在籍している者、および会の目的に賛同する者で役員会の承認を得たものをもって組織する。なお、本会に名誉会員をおくことができる。
- 第4条【事務局】 本会の事務局を滋賀医科大学消化器内科内
(所在地:大津市瀬田月輪町)に置く。
- 第5条【役員】
- 1) 本会は会員として会長 1 名、副会長 2 名、監事 1 名、幹事若干名置く。
ただし、会長経験者をもって別に名誉会長を置くことができる。
 - 2) 会長は現職の滋賀医科大学消化器内科教授がその任に当たる。
 - 3) 副会長、監事、幹事の任命は会長がこれを推薦し、総会で承認を得るものとする。この任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4) 会長は本会において多大の功労のあった会員をもって顧問を委嘱することができる。
 - 5) 会長は役員会、総会を召集し、会務を総理する。会長がその任に耐えな
いときは副会長がその任に当たる。
- 第6条【運営】
- 1) 本会の協議事項は総会においてこれを決定する。
 - 2) 議決はすべて出席者の過半数をもって決定する。
 - 3) 緊急を要する事項は会長の決裁または役員会により決定することができる。
- 第7条【事業】
- 1) 本会は原則として年 1 回総会を開く。
 - 2) 本会は本会の目的達成に必要と考えられる事業を適時おこなう。
- 第8条【会計】 本会は年会費及び寄附金、その他の収入でこれを運営する。

附則 1) 本会則は平成 6 年 5 月 7 日より実施する。

平成 14 年 4 月 1 日 第 3 条、4 条、5 条、改訂
令和 7 年 6 月 8 日 第 1 条、改定